

平成 27 年 6 月 4 日

## 公正取引委員会からの審決の送達について

2011 年 12 月に、公正取引委員会は日本トイザラス株式会社に対して優越的地位の濫用を理由とする排除措置命令および課徴金納付命令を発令しました。

当社はグローバル企業として、事業を展開する全ての国と地域において法令遵守の精神を重視しております。当社は、排除措置命令および課徴金納付命令を受けた事実を真摯に受け止め、2010 年 9 月の公正取引委員会による立入検査以来、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

排除措置命令および課徴金納付命令の一部において、不当な返品及び不当な減額に関する法令の適用、解釈及び事実認定に見解の相違があり、2012 年 2 月に審判請求をしました。その後審判の審決は 2015 年 6 月 4 日に受け取りました。

審決においては、不当な返品及び不当な減額に関する取引の多くが濫用行為ではないと認定され、当社が取り消しを求めた課徴金納付対象の一部である 2 億 434 万円のうち、1 億 4,690 万円が取り消されました。加えて、法令の適用、解釈及び事実認定の見解に関連する新たな判断基準が明確に示されております。その一方で、少ないながらも、当社の見解が認められなかった取引があることは、大変残念なことであります。しかしながら、この少数の取引をめぐって、法的手続きを継続することの経済的負担等を総合的に判断し、当社は、法的手続きを継続することなく、いただいた審決を真摯に受け止め、審決の内容に従って、今後の事業を推進することといたしました。

日本トイザラスは、今回の検査および審判を通じてご支援、ご協力をいただいた取引先各社様に深く感謝申し上げます。取引先各社様には、貴重なお時間を割いて、事実認定のために多大なるご尽力をいただきました。このご支援を背景に、今回の審判において、概ね正確な事実認定がなされたと認識しており、改めまして、心よりお礼申し上げます。今後も、独占禁止法を遵守する体制を、より一層強化するべく、日本での事業を引き続き強化し、各取引先様と相互に利益をもたらす良好な関係の継続に努めるとともに、お客様にご満足いただけるサービスを提供してまいります。

日本トイザラス株式会社